

## 畠作物の直接支払交付金の対象畠作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象畠作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	<p>交付年度に生産する麦であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）は対象外です。</p> <p>なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます（以下同じです。）。</p>	<p>(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> <li>・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。））</li> </ul> <p>(注1) 品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙3－2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</p> <p>なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります（以下同じ。）。</p> <p>(注2) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条の農林水産大臣が定める規格及び第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成18年農林水産省告示第1110号）の別表1から4に掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類（以下同じ。）</p> <p>① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（別紙参考様式第24号「令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」）</p> <p>② 当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）</p>

		<p>(2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>・該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）</li> <li>・品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類</li> </ul>
大豆	<p>交付年度に生産する大豆であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく大豆品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたもの又は品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの若しくは特定加工用大豆の合格相当と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。</p>	<p>(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>・大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul> <p>(2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>・該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）</li> </ul>
てん菜	<p>交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。</p> <p>ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度7.0度以上のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類</li> </ul>
でん粉原料用 ばれいしょ	<p>交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。</p> <p>ただし、北海道内で生産されたものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区別の出荷数量を確認できる書類</li> </ul>
そば	<p>交付年度に生産するそばであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販</p>	<p>(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p>

	<p>売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づくそば品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用そばは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul> <p>(2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）</li> </ul>
なたね	<p>交付年度に生産する食用植物油脂（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供されるなたねであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。</p> <p>ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>・ 品種名が確認できる書類（種子購入伝票など）</li> </ul>

(注1) なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとすると、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）

なお、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ及びペノカのしづくの5品種については、種子の購入伝票などによって品種の確認をすることとします。品種の確認ができない場合、当該5品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなります。

(注2) 農業者と当該農業者の対象畠作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）等にあっては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

(注3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畠作物については、は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象畠作物については、は種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

(注4) 表中の「需要者との販売契約」については、対象畠作物のは種前に締結されたものとしますが、農業者・農協等と需要者等との間でのみ締結される情報交換（当該畠作物の生産量や品質等に関するもの）等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。